



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…五
- 生活保護法による指定介護機関の廃止……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…六
- 生活保護法による指定介護機関の休止……………（同）…〇
- 生活保護法による指定介護機関の再開……………（同）…二
- 生活保護法による指定介護機関の変更……………（同）…二
- 生活保護法による介護機関の指定（二件）……………（同）…四
- 東京都立海上公園有料施設の供用廃止……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…一九
- 平成十六年東京都告示第五百二十八号（都立海上公園有料施設の利用券の様式）の一部改正……………（同）…一九
- 街並み再生方針の変更……………
- （都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…一九
- （産業労働局雇用就業部労働環境課）…二〇

告示

●東京都告示第千六百八十一号

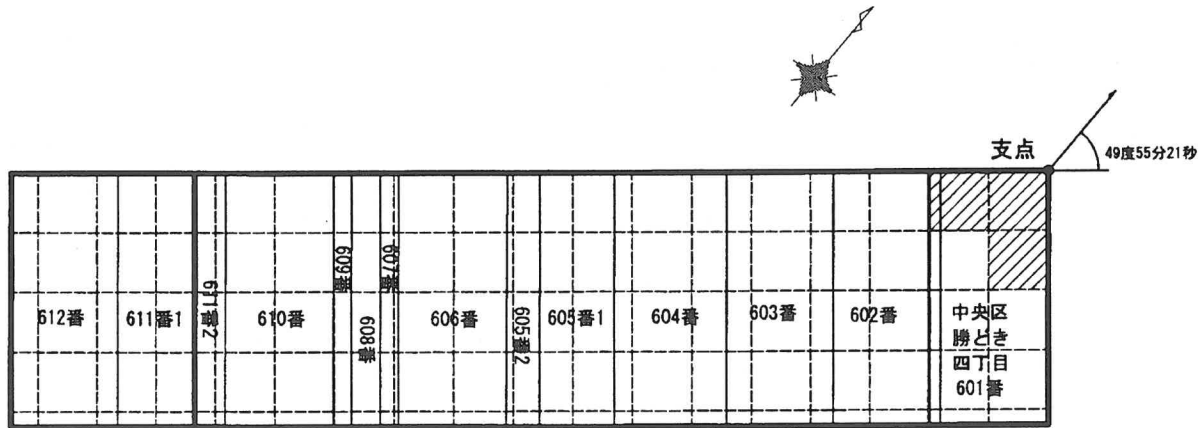
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区勝どき四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

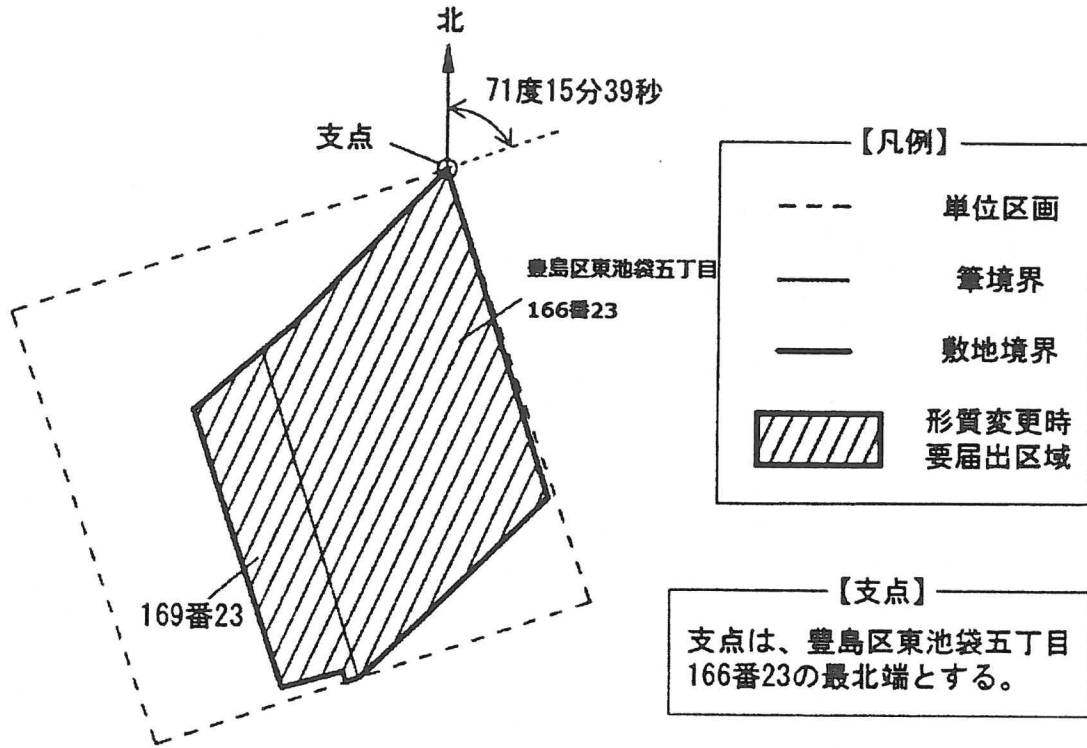
- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象範囲
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、中央区勝どき四丁目601番の最北端とする。

【格子の回転角度(49度55分21秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百八十二号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十九年十一月十日
 東京都知事 小 池 百合子
 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区東池袋
 五丁目地内)
 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度 (71度15分39秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百八十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区浮間五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物